

平成31年第4回

美里町農業委員会定例総会議事録

第4回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成31年4月23日(火)午後1時30分から午後3時08分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(15名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	4番 我妻 卓美
5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦	7番 大友 重善
8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一	10番 遊佐 恭一
11番 柴山 真二	12番 尾形 司	13番 鈴木 幸博
14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿	16番 伊藤 恵子
- 4 欠席委員(1名)

3番 大崎 幸信

- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
 3. 利用権設定の合意解約による通知について
 4. 非農地証明願について
 5. 農用地の形状変更届出について
- 6 議事

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案	農用地利用集積計画書審議について
第3号議案	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
第4号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第5号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第6号議案	農地転用事業計画変更承認申請について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 平成31年4月事業報告について
 2. 平成31年5月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員(1名)

事務局長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより平成31年第4回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより平成31年第4回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>本日の出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。</p> <p>10番遊佐恭一委員、11番柴山真二委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項1番に入ります。</p> <p>農家相談日について、4月10日に農家相談を行っておりますので、担当の委員より報告願います。</p>
我妻卓美委員	<p>農家相談は4月10日会長室で、伊藤会長、大崎幸信委員、そして私、我妻の3名で対応をいたしました。相談件数は2件でした。</p> <p>1件目は、 地区の さん、 さんの2名の方がいっしょに相談に見えられました。 地区の に圃場整備の大きな田んぼがあり、1枚の田んぼに所有者が何人かおり、その中の1人でもあり耕作者でもある さんという方に利用権設定をしているとのことでした。事情により農地を売りたいという相談でしたので、現在そこを耕作している さんに相談してみてください、と返答いたしました。</p>

2件目は、 にお住まいの という方で、3月5日の相談日にも来られた方ですが、現在の耕作者である さんという方と売買についてほぼ固まりかけていたのですが、その後、 さんが息子さんとよく話をしてみたら、ちょっと待ってくれという話になったとのことで、再度相談に見えられました。売買は白紙になりましたが、 さんに借りていただくのが一番いいということで、 さんがもう一度相談しますということでした。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

（報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告いただきました。不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

（なしとの声あり）

議長

ないようですので、続きまして、報告事項4番、非農地証明願について、事務局より報告願います。また、4月16日に農地調査委員会において現地調査をしておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

（報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。）

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形司委員

それでは報告いたします。農地調査委員会は、先月から柴山真二委員と委員長である私、尾形の2名が担当し、邊見会長職務代理者、事務局から高橋事務局次長、佐藤主事の計5名により、4月16日火曜日に現地調査を行いました。なお、伊藤会長は一般社団法人宮城県農業会議の常設審議委員会出席のため、欠席となりました。

番号4について、現地は 地区の 地区の に位置しております。昭和48年3月に転用許可を受けており、借地として使用されております。特に問題は見当たらず、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば、再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5番、農用地の形状変更届出について、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形委員

報告いたします。

番号1については、 地区の と 地区の に位置しております。 は露地野菜、 はビニールハウスによる季節野菜の作付を予定しており、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点

があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。事務局の説明が終了しましたので、第1号議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了いたしましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第2号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、43議案全て賛成です。原案のとおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、議案番号 番と 番の 議案を除いた 議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案、議案番号 番と 番を除いた 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

続きまして、議案番号 番と 番の 議案について審議をいたします。農業委員会等に関する法律第31条により、11番柴山真二委員の退席を求めます。

議長

休憩します。(14:16)

議長 再開いたします。(14 : 16)

議長 休憩前に引き続き、議案番号 番と 番の 議案について審議をいたします。質疑ありませんか。

議長 (なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
第3号議案、議案番号 番と 番の 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(14 : 17)

議長 再開いたします。(14 : 18)

議長 第3号議案は原案のとおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構へ進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。また、4月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形司委員

報告いたします。

番号1については、現地は 地区の に位置し、
に隣接しております。転用目的は賃貸住宅建築及び駐車場の設置であり、農地区分は からメートル以内にあることから、第3種農地ですので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第4号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。また、4月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお

願います。

尾形司委員

報告いたします。

番号3について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は資材置き場及び駐車場であります。 からメートル以内にあることから、農地区分は第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号4について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は居宅敷地であります。 にあることから、農地区分は第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号5、番号6については、現地は 地区の 、 の南側に位置しており、転用目的は太陽光発電設備設置であります。 にあることから、農地区分は第3種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。2番後藤幸太郎委員。

後藤幸太郎委員

2番後藤です。

ページの ですが、 とこちらの写真で白の破線は直線になっているのですけれども、 のほうが、この写真から見ますと、水路部分まで含まれているのですけれども、その辺のところ、面積区分はどうなっているのでしょうか。

議長

休憩いたします。(14:27)

議長

再開いたします。(14:30)

事務局

2番後藤幸太郎委員の質問にお答えします。

総会資料の ページの と写真、一致しないという部分、そして、斜線で引いている部分はちょっと表現がおかしいのではないかという質問でございますが、後藤委員ご指摘のとおり、この斜線の部分、申請書添付の公図を見ますと 番と 番の2つがありまして、 番の方は細長くなっ

ています。もう一方の 番は三角形になっていますが、総会資料の案内図は本来関係ないはずの 番の部分まで斜線が引かれています。表示の仕方に問題があり、 番は斜線は引かず、 番についてはもう少し南側まで延ばした表現にすべきでした。これは事務局の方のミスでございます。どうも大変申しわけございませんでした。

議長

の表記が、農地と農地とは関係の無いはずの宅地とが混同してしまったということと、 番については斜線をもう少し南側まで引くべきであったということですので、訂正します。今後はもう少し正確に表記するようになしてください。

後藤幸太郎委員、よろしいでしょうか。

後藤幸太郎委員

はい、よろしく申し上げます。

議長

他に質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第6号議案、農地転用事業計画変更承認申請についてを議題といたします。また、4月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局 (第6号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 ありがとうございます。
引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形司委員 報告いたします。
番号1については、現地は 地区の に位置し、 からメートル以内にあることから、農地区分は第2種農地となります。当初計画では平成31年3月31日までの転用期間でありましたが、工事の延長に伴い、転用期間を5月31日まで計画変更するものです。その他については計画変更はありませんので、承認相当と見てきました。以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第6号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第6号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長 以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第4回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和元年 月 日

会 長

署名委員 10 番

署名委員 11 番